

総務民生委員会会議録

1. 日 時 令和元年9月30日(月曜日)
午前9時30分～午前11時26分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 末 永 義 美 委 員 長 高 木 法 生 副委員長
 竹 岡 昌 治 委 員 安 富 法 明 委 員
 山 中 佳 子 委 員 三 好 睦 子 委 員
 岡 山 隆 委 員 杉 山 武 志 委 員
4. 欠席委員 な し
5. 委員外出席議員
 荒 山 光 広 議 長
6. 出席した事務局職員
 石 田 淳 司 議会議務局長 阿 武 泰 貴 議会議務局係長
 篠 田 真 理 議会議務局主任
7. 説明のため出席した者の職氏名
 波佐間 敏 副 市 長 田 辺 剛 総 務 部 長
 杉 原 功 一 市民福祉部長 三 戸 昌 子 会 計 管 理 者
 白 井 栄 次 上下水道局長 岡 田 健 二 上下水道局次長
 竹 内 正 夫 総 務 課 長 佐々木 昭 治 財 政 課 長
 中 嶋 一 彦 市 民 課 長 池 田 正 義 地 域 福 祉 課 長
 古 屋 壮 之 高 齢 福 祉 課 長 岡 崎 基 代 監 査 委 員 事 務 局 長
 岡 崎 輝 義 管 理 業 務 課 長 吉 村 昌 展 管 理 業 務 課 主 幹
8. 会議の次第は次のとおりである。

午前9時30分開会

○委員長（末永義美君） おはようございます。ただいまより、総務民生委員会を開会いたします。

それでは、さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました市長提出議案6件につきまして、審査してまいりたいと思いますので、御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

なお、竹岡委員には、監査委員として各会計歳入歳出決算について意見書を提出されておられます。また、美祢市議会議員申し合わせ事項によりまして、議員から選出された監査委員は、質疑、意見を控える旨を御配意願いますようよろしくお願い申し上げます。

各会計決算の認定議案6件ですので、会議規則第88条の規定により一括議題とし、各議案の説明後、質疑を行い、その後必要であれば、市長に出席を申し出て総括質疑を行い、各議案の討論、採決を行うこととします。

それでは審査を始めます。最初に、議案第91号平成30年度美祢市国民健康保険事業特別会計決算の認定についてであります。執行部より説明を求めます。中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） 議案第91号平成30年度美祢市国民健康保険事業特別会計決算の認定について御説明いたします。

主要施策成果報告書で御説明いたします。また、歳入歳出決算書は14ページからになります。

国民健康保険事業の平成30年度決算は、歳入総額38億6,999万3,000円、歳出総額37億7,217万1,000円で、歳入歳出差し引きは9,782万2,000円となりました。

（1）歳入歳出決算の状況について、最初に、下段のイ歳出の主なものから決算額により御説明いたします。

歳出全体での構成比率64.3%と、最も高い割合を占める2保険給付費は24億2,448万2,000円でございます。

続いて、3国民健康保険事業費納付金、7億6,793万3,000円が20.3%となっており、歳出総額は37億7,217万1,000円となります。

次に、対前年度比較で増減の多いものについて御説明いたしますが、平成30年

度は国の国保制度改革により、内容が大幅に変更されておりますので、それに伴い、前年度の費目の廃止や新たな設置となっているものがあります。

まず、増加額の大きいものとして、3 国民健康保険事業費納付金、7 億 6, 7 9 3 万 3, 0 0 0 円は新設された費目であり、県からの請求に基づき納付するものであります。

また、6 基金積立金、3 億 9, 9 9 9 万 5, 0 0 0 円の増は事業安定化目的で、前年度繰越金を国の通知に基づき国保基金に積み立てたことによるものです。

7 諸支出金、7, 4 4 4 万 5, 0 0 0 円の増は、国庫等償還金の増加、及び美東病院電子カルテシステム導入に伴う直診勘定繰出金の増加が主な要因となっております。

一方、減少額の多いものとして、2 保険給付費、1 億 7, 6 7 7 万 4, 0 0 0 円の減は被保険者数の減少に伴う療養給付費等の減少が主な要因でございます。

また、4 共同事業拠出金及び8 予備費の下段にあります後期高齢者支援金等4 費目につきましては、新制度に伴い県に移行され、費目が廃止されましたので、皆減となっております。

平成30年度の歳出全体では、前年度に比べ、本市及び県全体の保険給付費額の減少や制度改正に伴う費目の開始などが決算額の減少した主な要因となっており、歳出合計の対前年度比較では9, 1 0 5 万 8, 0 0 0 円減少しております。

次に、上の段、ア歳入の主なものを決算額で御説明いたします。

1 国民健康保険税は5 億 3, 1 6 3 万 4, 0 0 0 円、3 県支出金は2 5 億 2, 6 6 4 万 5, 0 0 0 円で構成比は6 5. 3 %と、最も高い割合を占めております。

また、5 繰入金は3 億 1, 5 2 3 万 4, 0 0 0 円、6 繰越金は4 億 9, 4 0 0 万 2, 0 0 0 円で前年度繰越金となっており、歳入総額は3 8 億 6, 9 9 9 万 3, 0 0 0 円となります。

次に、対前年度比較で増減の多いものについて御説明いたします。

1 国民健康保険税は3, 4 3 0 万 9, 0 0 0 円の減、これは国保税率等の見直しを実施したこと、また被保険者数が減少したことによるものが主な要因でございます。

3 県支出金は2 3 億 9, 0 5 6 万 1, 0 0 0 円の増、これは新制度移行に伴う費目等の構成変更により、国庫支出金療養給付費等交付金等が県支出金に組み込まれ

たことによる増加が主な要因でございます。

6繰越金は1億5,623万8,000円の増、これは平成29年度決算における保険給付費等減少等による——保険給付費減少等による前年度繰越額の増加が主な要因となっております。

また、下段にあります国庫支出金、療養給付費等交付金等4費目につきましては、新制度移行に伴い費目が廃止されたため、皆減となっております。

以上、歳入の対前年度比較で合計4億8,723万8,000円の減となりました。

平成30年度は国の国保制度改革に合わせて、本市の賦課方式及び国保税率等の見直しを行いました。その結果、1人当たり平均保険税は、前年度比で減額となりました。また、前年度繰越額を除いた単年度収支では約388万円と、黒字額はわずかとなっております。

次に、国民健康保険税の収納状況でございます。

右ページの上段(2)国民健康保険税収納率の状況をごらんください。

平成30年度現年分調定額5億3,343万7,000円に対しまして、収入済額5億1,012万7,000円で、徴収率は95.6%となりました。前年度比では0.5%の——0.5ポイントの増となっております。

続きまして、滞納繰越分は調定額1億4,247万1,000円に対しまして、収入済額2,150万7,000円で、徴収率は15.1%、前年度比で1.0ポイントの増となっており、現年滞納繰越分を合わせた徴収率は78.7%で前年度を0.7%上回りました。

なお、滞納整理につきましては、国の指針に基づく国民健康保険税に係る徴収方針、及び本市の滞納整理事務処理要綱に基づき、収納対策課とも情報連携を行いながら、督促状及び催告書の発送、また納付相談、電話催促及び戸別訪問を行っておりまして、早期の対応に努めているところでございます。

続きまして、中段の表(3)の世帯当たり・被保険者当たり平均保険税でございますが、平成30年度において、1世帯当たり平均保険税は14万4,798円となり、前年度比で6,349円の減少、被保険者1人当たり平均保険税では9万4,816円となり、前年度比で3,550円の減少となりました。

次に、下段の表(4)被保険者加入状況ですが、平成30年度において、年間平

均被保険者数は5,626人で、ごらんとおり毎年度減少傾向にあります。1世帯当たり被保険者数は1.53人、前年度比で0.01人の減となりました。

以上で、国民健康保険事業特別会計決算についての説明を終わります。御審議よろしく願いいたします。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。

それでは、質疑を行います。質疑はございませんか。高木副委員長。

○副委員長（高木法生君） お伺いしたいと思います。先ほどおっしゃったように、平成30年度から制度改正が行われて、県が財政運営を行うことになったわけですが、県支出金が大変高額になっております。

この中で、やはり市が努力義務というか、経営努力して入ってくるものもあると思いますけれども、保険者努力部分の金額がわかれば教えていただきたいということと、1人当たりの被保険者の保険税は前年に比べて落ちているんですけれども、1人当たりの医療費の傾向はどうなってるのか、もしわかればお願いしたいと思います。

○委員長（末永義美君） 中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） ただいまの高木副委員長の御質問にお答えいたします。

最初の御質問でございますが、保険者努力支援分の歳入金額でございますけれども、これは制度改正後、平成30年度から始まっておりまして、約300万円程度入っておるといふふうになっております。

それから、その次の御質問ですが、1人当たりの——健康保険税の1人当たりのうち——大変失礼いたしました。1人当たりの医療費の傾向でございますけれども、1人当たりの医療費は前年度と比較しまして、順位は——県内の順位は変わっておりませんので、県内の市部で第1位と、医療費が一番高い市となっております。

以上です。

○委員長（末永義美君） そのほか質疑ございませんか。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 今、説明がありまして、（3）で世帯当たり・被保険者当たり平均保険税ということで、17年前、平成20年から比べたら、被保険者1人当たりの平均保険税が当初、平成20年度では8万1,931円でありましたけど、今回の30年度決算では9万4,816円ということで、1万3,000円程度上昇しています。

その大きな要因に関しては、被保険者の加入状況というものが、平成20年度、被保険者が20年には7,700人おられたけど、今現在で平成30年度決算のときには5,626人ですから、被保険者がかなり減少してきて、2,400人近くも減ってきてますよね——1,400人減っています。

それで、その要因と保険税が高くなっておりますので、その辺の要因というのは被保険者の加入状況が減ってきた。また、それ以外に保険税が高くなる要因というものを説明していただけますか。

○委員長（末永義美君） 中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） ただいまの岡山委員の御質問にお答えいたします。

先ほどの表でございますが、表の右ページの（3）でございます。世帯当たりの被保険者——済みません、世帯当たり・被保険者当たり平均保険税の表でございますけれども、これは確かに御指摘のとおり、平成20年度から平成24年度までは8万円、1人当たり8万円前後推移しております。

こちらのほうは、被保険者の減少ということもありますけれども——被保険者数の減少ということもありますけれども、実際、平成20年度合併後から平成24年度まで、こちらのほうは国保税がだんだん目減りしております。要するに、1人当たりの国保税の収入額が少し不足しておりましたので、その影響でこの金額になっておりますけれども、平成25年度からは国保税を——国保税率を見直しまして増加しておりますので、そこからは24年度、25年度を比較しますと、かなり1人当たりの保険税が上昇しております。

それからは、徐々に9万円、1人当たり9万円の金額で推移しておりまして、今回平成30年度につきましては、保険税の見直しということで、前年度よりもかなり下がっておるといような傾向でございます。

以上です。

○委員長（末永義美君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 説明ありがとうございます。

それと、20ページの基金積立金、平成30年度約4億円積み立てになってますけど、この財源というものはどこから充てられたのか、この辺ちょっと説明お願いしたいと思います。

○委員長（末永義美君） 中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） ただいまの岡山委員の御質問でございます。

国保基金の財源でございますが、こちらのほうは、主には国保税が財源となっておりますけれども、国保税以外にも、前年度、それから複数年度の繰越金、いわゆる剰余金の合計で現在の積立額の4億円というふうになっておりますので、この4億円につきましては、国の方針に——指針に基づきまして、平成30年度に国保基金に積み立てしたというような状況でございます。

以上です。

○委員長（末永義美君） そのほか質疑のほうはございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 数点お尋ねいたします。

子どもの医療費が無料になっておりますが、保険証がなくても利用できるのでしょうか。保険証は行き渡っているのでしょうか、市役所の窓口でとめ置きっていうことはあるのでしょうか。お尋ねします。

○委員長（末永義美君） 中島市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） ただいまの三好委員の御質問でございますが、子どもの医療費について、保険証に関する御質問ということでよろしいでしょうか。

子どもさんにおいても、それから大人の方においても、保険証の発送時期というのは8月1日の発行に——毎年今後8月1日の発行になりますので7月中に郵送で各御家庭に送付しておりますので、その保険証をもって、現在子どもさんは、医療にかかれてるというふうに認識しております。

以上です。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 保険証がなくても子どもさんは無料ですから——保険証がないとだめなんですよ。とめ置きになってるんじゃないってことがあるのか。

○委員長（末永義美君） 中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） ただいまの三好委員の御質問ですが、今おっしゃるのは短期保険証のことによろしいんですかね。短期保険証につきましては、現在、6カ月、法律上6カ月以上というふうに決められておりますので、美祢市の場合は6カ月という短期保険証をお送りしております。

現在、実態としましては、短期証もお送りしていない家庭はございません。一応、皆さん美祢市の被保険者の方は6カ月の短期証をお送りしておりますので、それを

もって医療機関にかかられているというふうに認識しております。

以上です。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 14ページ、15ページになるんですけど、県の単位化になって、事業費納付金や保険給付費等の——給付費等の交付金が正しく計算されているのかなっていうときに、どこを見るのかわかりませんが、県に対して意見を言うことができるのでしょうか、それとも一切問答無用なのでしょうか。

○委員長（末永義美君） 中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） 三好委員の御質問でございます。

国保制度改革によりまして、その後の運営につきまして、賦課徴収につきましては、引き続き各市町、全国でいいますと各市町村に引き続き運営は残っておりますので、そちらのほうで県——都道府県といえますか、各市が責任をもって運営しているところでございます。

先ほど御説明いたしましたけれども、歳出の事業費納付金につきましては、県が各——山口県であれば、山口県内の市町の状況を勘案いたしまして金額の提示がありますので、こちらについては、特に県の指示どおり金額を納める必要がございます。

以上です。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 県単位化になったら県内の状況が全てわかると思うんですが、国保には税と料がありまして、この一文字で加入者の処遇というか待遇っていうか、変わってくると思うんですが。

15ページになるんですけど、不納欠損とか出てくる——とか未収——収入未済額とかが出るんですけど、料と税で変わってくるんですけど、当然、不納欠損も変わってくると思いますが、ここで大きな差が県内で生じると思うんですが、この点はどうにお考えなんでしょうか。料と税をまとめるということもあるんでしょうか。

それと、条例等で5年の基準がある——税の場合、5年の基準があると思うんですが、その基準の日は——基準の年はいつになるんでしょうか。

○委員長（末永義美君） 中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） ただいまの三好委員の御質問でございます。

山口県内には、保険料を使っているところ、それから美祢市のように保険税で運営しているところと、二つあります。

こちらのほうは、それぞれどちらがいい悪いということではなくて、過去の長年の経緯で、それぞれそういうふうには、料を使っているところは広域化した後も料を使っておりますし、税を使っている市町は広域化後も税を使っておるところでございます。

こちらのほうを簡単に御説明しますと、まず、管轄するといえますか、法律が違っておりますので、保険料の方は国保法を主に採用していると。それから保険税の方は地方税法というところで、美祢市は国保税ですので、主に税金という扱いでやっておりますが、実態は特に保険料であっても、税であっても変わらないというところでございます。

先ほど年数の御指摘がありましたけれども、賦課権——賦課権の期間制限につきましては、保険料が2年、それから国保税が3年となっております。また、徴収権及び還付請求権の消滅時効の期間につきましては、保険料が2年、それから保険税が5年というふうな違いはございますが、山口県につきましては、特に将来、仮に保険料・保険税を統一するという段になりましても、この辺を現在のところ、山口県を保険料または保険税に統一するというような考えは当面ないというふうに聞いております。

以上です。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 14、15ページなんですけど、先ほど岡山委員も言われましたが、繰越金が4億9,000万円あるんですけど、これで保険料、保険税の負担を軽くするという事はなかったのか。

それと以前、私がいつも基金で軽くと言っておりますが、基金では軽くすることができないとか言われましたが、国保の負担を軽くすることに充てられなかったのかどうか、お尋ねします。

○委員長（末永義美君） 中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

さきの三好議員の一般質問でもお答えいたしましたけれども、国保の積立金につ

きましては、平成29年度決算で生じた繰越金の一部、これ4億円でございますが、これを基金に積み立てをさせていただいております。

しかしながら、単年度で剰余金が生じたとはいえ、まだ現在、国保の新制度が不安定であるということ、それから、今後の国保運営を考えた場合、とにかく被保険者の皆様に急激な保険税の上下に——増加したりっていうことで御迷惑をかけないために、国の指針のとおり剰余金が生じたときには、こまめに積み立てを行っておく必要があるというふうを考えております。

それから、平成30年度当初から国保制度改正に対する激変緩和措置というのが施されておりますけれども、こちらのほうは、国保の事業費納付金にその激変緩和措置額が加味されております。ちょっと参考までに、平成30年度は5,700万円程度加味されております。これが令和5年まで続きますけれども、これが毎年5,700万円あるということはいえませんが、前年度の実態によって増える年もありますし、ない年もあるかと思っております。

そういった状況で、令和5年度をもって終了する時限措置、激変緩和措置というのが時限措置であるために、現在、その積み立てができるときには十分な基金の留保が必要であると考えておりますので、現在の基金の積み立てをさせていただいたというところでございます。

以上です。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 221ページなんですが、基金が6億5,000万円ありますが、1人当たりになれば、いくらになるんでしょうか。基金の一覧表が221ページにあります。

○委員長（末永義美君） 中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたしますけれども、あくまでも先ほど御説明したように、この基金を1人当たりで割っても、余りちょっと数字的に意味をなさないんじゃないかなと思います。これはあくまでも、現在——今まで基金に積み増しをしたことは合併後ありません。

これは先ほど申しましたように、国の指針に基づき、剰余金が出ましたので、平成30年度初めて基金を積み増しして、その合計額は6億5,000万になったということですので、特にその辺で御回答させていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 激変緩和措置が5,700万円あると言われましたが、これ5年間——今から5年間あるわけですよ。これがまた基金のほうに入っていくということですか。

○委員長（末永義美君） 中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） 三好委員の御質問にお答えいたします。

この激変緩和措置額というのは、直接基金に入る金額のものではございませんので、事業費納付金に毎年加味されるものでございます。たまたま平成30年度は県の基準を上回りましたので、5,700万円もの金額が控除されましたけれども、令和元年度がまた、この金額の5,700万円がどうなるか、ちょっとわからない状況でございます。

○委員長（末永義美君） ほかに質疑は。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 今の件なんですけど、国民健康保険基金が4億円が剰余金として入れておりますよね。今の国保税の状況から見ますと、非常に被保険者が減って保険税も入らなくなる。医療にかかる人がたくさん増える。国民健康保険を運営維持していくことは非常に難しいと思っております。

それで今回は、剰余金として減債基金を取り崩して国民健康保険基金に積み立てているということで、まずちょっとその辺の確認よろしいですかね。

○委員長（末永義美君） 中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） ただいまの岡山委員の御質問にお答えいたします。

国民健康保険というのは、減債基金とは直接関係ございませんので、あくまでも剰余金を国保の事業運営のために積み立てている基金ということでございます。

以上です。

○委員長（末永義美君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 国民健康保険税、その運用の中からの剰余金としてこの4億円を積み立てていくという、こういう認識なんですか。

○委員長（末永義美君） 中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） 岡山委員の御質問にお答えいたします。

御指摘のとおり、国保税だけではございませんけれども、国保税を含む歳入で剰

余金が生じた場合に、このたび積み立てたというものが、国保基金になっております。

以上です。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） それでは質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第93号平成30年度美祢市環境衛生事業特別会計決算の認定について、執行部より説明を求めます。白井上下水道局長。

○上下水道局長（白井栄次君） それでは、議案第93号平成30年度美祢市環境衛生事業特別会計の決算認定についての御説明を申し上げます。

主要施策成果報告書におきましては25ページ、決算書につきましては25ページから、各会計決算附属書は157ページからとなります。

この事業は、秋吉台・秋芳洞の自然保護と地域の環境衛生向上を目的として、昭和48年度から供用を開始しておるものでございます。

まず最初に、歳出について御説明を申し上げます。

画面のほうをごらんいただいたらと思うんですけれども、これは主要施策成果報告書の25ページのほうをごらんいただけたらと思います。

この下の欄イの歳出、1環境衛生事業費、平成30年度決算額3,408万4,000円、2予備費ゼロ円で合計3,108万4,000円でございます。

主な事業についての御説明を申し上げます。

今配信いたしましたものは、各会計決算附属書でございます。この161ページの上から9行目、13節の委託料に1,172万4,048円を計上してございます。これは主に、秋吉台の広谷地区特定環境保全下水道事業計画策定業務に要した費用でございます。

次に、下から6行目になりますけれども、15節工事請負費、30年度には工事がございますでしたので、支出はゼロということでございます。

次に、歳入でございます。

歳入につきましては、また改めまして報告書のほうにお帰りいただくわけですが、この中ほどに、ア歳入に使用料及び手数料として決算額5,164万円、3の繰入金として2,891万7,000円、4諸収入として3,000円をそれ

ぞれ計上し、合計を3,408万4,000円ということで計上いたしております。前年度と比較をいたしまして、42万2,000円の減となっておりますのでございます。

説明につきましては以上でございます。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。それでは、質疑を行います。質疑はございませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第94号平成30年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計決算の認定について、執行部より説明を求めます。池田地域福祉課長。

○地域福祉課長（池田正義君） 議案第94号平成30年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計決算の認定について御説明申し上げます。

歳入歳出決算書につきましては31ページから、主要施策成果報告書は26ページからとなります。説明は主要施策成果報告書に沿って、歳出から御説明いたします。

住宅資金貸付費は、需用費、役員費等の一般事務費で9万6,000円支出しております。公債費は、簡易生命保険資金償還金でありまして、償還計画に基づき88万4,000円を支出しております。さらに、前年度繰上充用金を2,647万7,000円措置しております。

次に、ア歳入でございます。

県支出金は、住宅資金事務実施に係る事務費県補助金6万9,000円であります。諸収入は、償還金を徴収した住宅資金貸付金元利収入であり、136万円あります。

以上により、住宅資金貸付事業の平成30年度決算は、歳入総額142万9,000円、歳出総額2,745万7,000円で、歳入歳出差し引き2,602万8,000円の歳入不足が生じました。これは、貸付金の元利未償還金によるものであり、このため翌年度の歳入金2,602万8,000円を繰上充用しております。

なお、平成30年度末の対象者は7名となっておりますが、未償還分の徴収につきましては催促を随時実施し、個別に協議を行っているところであり、今後も引き

続き努力をしてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。

それでは質疑を行います。質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 訪問されているということですが、国保や税金の場合は収納対策部が行っておられるようですが、この件については担当者が行っておられるのでしょうか。

○委員長（末永義美君） 池田地域福祉課長。

○地域福祉課長（池田正義君） 三好委員の質問にお答えします。

収納対策課とも情報提供しておりますが、徴収につきましては地域福祉課の職員が行っておるところでございます。

以上です。

○委員長（末永義美君） ほかに質疑のほうは。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） それでは質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは次に、議案第95号平成30年度美祢市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、執行部より説明を求めます。岡田上下水道局次長。

○上下水道局次長（岡田健二君） それでは、議案95号平成30年度美祢市農業集落排水事業特別会計決算の認定について御説明いたします。

主要施策成果報告書は27ページ、決算書37ページから、各会計決算附属書の169ページからとなります。

この事業は、農業集落における農業用水の水質保全、生活環境の改善を目的として、し尿、生活排水等の汚水を処理する施設、4地域を管理しております。

歳出ですが、主要施策成果報告書27ページ、ただいま発信しておりますが、よろしいでしょうか。

イ歳出、1農業集落排水事業費、平成30年度決算額1億421万8,000円、2公債費9,410万1,000円でございます。合計1億9,831万9,000円で、前年比480万6,000円の減となりました。

主な事業として、各会計決算附属書の173ページの上から9行目、1目一般管理費・13委託料1億29万1,968円ですが、これは主に、国庫補助で農業集

落排水施設の最適整備計画策定及び公営企業会計移行のための固定資産調査等を行った費用でございます。

次に、中ほど、27公課費でございます。このうち、事業収益に係る消費税でございますが、平成29年度中間申告、平成29年度確定申告、平成30年度中間申告の合計で111万6,000円でございます。これに公用車の自動車重量税3万4,200円を加えまして、合計115万200円であります。

歳出の不用額の主なものといたしまして、下から12行目、11需用費の不用額110万9,921円でございます。これは主に、各処理場及びポンプ場故障が少なかったことによる修繕料の減でございます。

次に、下から10行目、13委託料の不用額124万2,748円でございます。これは主に、各施設から出る汚泥が少なかったことによります処理費の減でございます。

次に歳入ですが、報告書27ページ、ア歳入、1分担金及び負担金20万円、2使用料及び手数料4,452万5,000円、国庫支出金240万円は、先ほどの農業集落排水施設の整備計画策定及び公営企業会計移行のための固定資産調査等に対する国庫補助金でございます。

続きまして、4繰入金1億4,588万8,000円、5市債530万円、6諸収入6,000円で歳入合計1億9,831万9,000円でございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（末永義美君） 白井上下水道局長。

○上下水道局長（白井栄次君） 補足説明をさせていただければと思います。

先ほど説明中で、公課費におきまして消費税関係で111万6,000円の支出をしたというふうな御説明申し上げましたけれども、これは、本来29年度中に支払うべき消費税、平成29年度分の中間申告49万8,200円が含まれておりますことを申し添えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（末永義美君） 質疑はございませんか。よろしいでしょうか。安富委員。

○委員（安富法明君） 実は、30年度の今決算の審査をするわけですが、今、執行部のほうからお答えがありましたように、たしか、29年度の決算を審査をするときに、消費税の問題で不適切な措置があったってということなんですが、正直なとこ

ろ忘れかけてたんですよ。

29年度の決算のときに、これですと、結局、29年度に払うべき消費税を30年度分の予算をもって――歳出をもって充てるから、30年度も申しわけないけども、これは同じ判断をせざるを得ないねって、こういうふうなことだったと思うんですよ。

ちょっと委員長、監査委員は発言ができんって言われるんじゃないけども、決算監査の段階でもこの辺がかなり問題になって、もう一度、その辺の事情をできればしてもらって、認識をきちんとしておかないと、恐らく内容は、今回も認められない、不認定ということになると思うんですよ。

だから、その前提として、ちょっとはっきり、それぞれが理解をしておったほうがいいと思う。

○委員長（末永義美君） 承知しました。

それでは、竹岡委員におかれては、監査委員という立場ながらも、その辺の詳細の説明のほど、もしよろしければお願いしたいんですけども。

○委員（竹岡昌治君） それでは、ちょっといきなり振られたんであれですが、発端はまず、28年度に実は27年度の確定申告、それから去年の中間申告、これを実は未申告であったということから始まったわけではありますが。

したがって、29年度でそれを、2年分を何とかしようということだったんですが、極端な言い方しますと予算がなかったということで、実は30年4月4日、まだ出納閉鎖期間中ではあったんですけど、当然4月4日という納付期限は期限後の納付になるんです。しかしながら、予算がないということで、もう事前に30年度予算に組み込まれてたということで、監査といたしましては、前年度で支出すべき予算の――予算を補正も行わず、言い方悪いが、30年度の当初予算にあらかじめ組み入れて使われたということで、監査意見書の47ページ最後のところで指摘をいたしております。

いわゆる予算の組み方、使い方等について問題があるという指摘をさせていただいております。

以上です。

○委員長（末永義美君） 今の説明を踏まえた上で、いま一度、質疑のほうがございましたら、よろしく申し上げます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） では、引き続き、そのほか質疑のほうはございませんか。
よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第96号平成30年度美祢市介護保険事業特別会計決算の認定について、執行部より説明を求めます。古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君） それでは、議案第96号平成30年度美祢市介護保険事業特別会計決算について御説明いたします。

歳入歳出決算書につきましては46ページ、附属書については193ページからお示しをさせていただいております。なお、説明につきましては、主要施策成果報告書により御説明させていただこうと思っております。

報告書の28ページ、29ページになります。

御承知のとおり、介護保険事業につきましては、3年度ごとに改定される介護保険事業と事業計画に沿って運営されておりました、平成30年度につきましては、第7期介護保険事業計画の初年度に当たっております。

歳入歳出決算の状況といたしましては、歳入総額は34億2,048万4,000円、歳出総額は33億602万2,000円となり、歳入歳出差引額は1億1,446万2,000円となったところでございます。

それではまず、歳出について御説明いたします。

同じページの（1）歳入歳出決算の状況の下の表、イ歳出のほうをごらんいただければと思います。

まず、区分1の総務費につきましては7,970万2,000円、対前年比44万2,000円、0.6%の減を見ております。

次に区分2の保険給付費につきましては29億4,322万2,000円、対前年度比1,776万3,000円、0.6%の減となっております。

この内訳につきましては、隣の29ページ、（3）給付の状況に記載をさせていただいております。

給付状況につきまして、サービス費の大きいもの等、主なものについて御説明させていただきます。

まず、居宅介護サービスについてですけれども、対前年比2,095万2,000円、1.4%減の14億7,259万円となっております。これにつきましては、主に地域密着型を含めた訪問介護の利用減によるものでございます。

その一方、介護予防サービスにつきましては、対前年比3,323万7,000円、31.8%減の7,142万3,000円となっておりますけれども、これにつきましては、平成29年度からの制度改正に伴うものですが、総合事業開始に伴う要支援認定者に係る訪問介護、通所介護の事業費の移行が主な要因となっております。

施設介護サービスにつきましては、対前年比3,805万2,000円、3.3%増の11億8,988万8,000円となっておりますけれども、こちらの要因につきましては、介護老人福祉施設及び平成30年度から新設されました介護医療院の利用者の増が影響しておるところでございます。

それでは、再び28ページの表に戻りますけれども、区分3地域支援事業費につきましては、総合事業、また介護予防事業、さらには地域包括支援センターの運営に係る経費などを支出しております。

平成30年度の支出額は1億4,309万円、対前年度比3,044万7,000円、27%の増となっておりますけれども、先ほどの給付費のほうでも申し上げましたとおり、総合事業への事業費の移行が影響しておるものでございます。

続いて、区分4の基金積立金につきましては5,540万円、対前年度比91万5,000円の増となっておりますけれども、これにつきましては平成30年度の実施残額、こちらのほうを基金に積み立てたことによるものでございます。

区分5の諸支出金につきましては、保険給付費等に対して交付されておりますけれども、国・県・支払基金交付金などありますが、それらのうち、超過交付となりました前年度の国庫支出金等の精算に伴う返還金等の支出でありまして8,460万8,000円、対前年度比5,286万7,000円の増をみております。

続いて、歳入についてですけれども、上の表、ア歳入の表のほうになります。

歳入総額につきましては、先ほど申しましたとおり34億2,048万4,000円で対前年比2,166万円、0.6%の増となっております。

金額の大きなもの、また変動額の大きなものについて御説明いたしますけれども、まず、区分3の国庫支出金におきまして決算額8億2,598万円、対前年度比

295万8,000円、0.4%の増となっております。

区分4の支払基金交付金におきまして、決算額8億1,442万5,000円、対前年度比3,036万8,000円の減となっておりますけれども、こちらにつきましては、平成30年度から介護給付費、また地域支援事業費に対する第2号被保険者——要は40歳以上65歳未満の方の介護保険に対する負担割合の見直しが行われております。これが、従前28%であったものが、1%削減されて27%に引き下げられたことが影響しておるものでございます。

区分5の県支出金におきましては4億7,056万5,000円、対前年度比1,134万5,000円の増をみております。

区分7の繰入金におきましては、決算額4億7,254万1,000円、対前年度比789万6,000円、1.6%の減を見ております。

区分9の諸収入におきましては、決算額674万1,000円、対前年度比772万3,000円、53.4%の減を見ておりますけれども、これは平成29年度まで、主な事業で言いますと、配食サービス事業を介護保険事業特別会計で支弁しておりますけれども、平成30年度より一般会計に組みかえを行っております。これに伴い、配食サービスに係る利用者負担金分の約640万円程度が減少したことが影響しておるものでございます。

続きまして、介護保険料の収納状況についてですが、隣のページの(2)の介護保険料収納率の状況にお示しをしております。

平成30年度におきましては、現年度分、滞納繰越分あわせて、調定額7億291万9,000円、これに対する収入済額は6億9,099万円、収納率につきましては98.3%となっております。これに対して不能欠損額は294万2,000円、これに伴う調整により、収納未済額は898万7,000円となったところでございます。

こちらの表にありますように、平成30年度、29年度との対比で、特に滞納繰越分の徴収率を見ていただくと、対前年比で約14%弱の徴収率の低下をみております。なかなか滞納分への対応が不十分であったということもございしますが、未納者に対します督促状の送付、または個別の納付相談等を積極的に、より一層対応していくことで納付の強化に当たっていきたいというふうに考えております。

最後に、基金の状況について御説明させていただきます。

決算附属書のほうの221ページのほうになります。

(11) 介護給付費準備基金の表になりますけれども、冒頭申し上げましたとおり、平成30年度中に5,540万円の積み立てを行っておりまして、平成30年度末の現在高は1億6,205万6,000円となっておりますのでございます。

先ほど申し上げましたように、今後とも保険料の、特に滞納繰越分への対応、収納率の向上に努めるとともに、保険料の適正化っていうところもありますが、要介護認定の適正化、給付の適正化に努め、さらには介護状態に陥らないことを目的とする介護予防事業をより一層推進しまして、介護保険事業の安定運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

説明につきましては以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。それでは、質疑を行います。質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 45ページなのですが、別に滞納を責めるわけではありませんが、滞納が昨年より少しばかり増加しておりますが、私の調べたところによりますと、2017年は127人というデータがあるんですが、今回は何人だったのでしょうか。

○委員長（末永義美君） 古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君） 三好委員の御質問にお答えしたいと思います。

平成30年度末現在の滞納繰越分の滞納件数につきましては、438件というふうになっております。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 介護保険料の滞納の場合は、介護が受けられなくなるって聞いたのですが、こういうことがあるのでしょうか。全く介護が受けられないのか、もしそうであれば悪化してしまうのではないかと思います、悪化すればどうするのかということをお尋ねします。

○委員長（末永義美君） 古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君） 三好委員の御質問にお答えしたいと思います。

介護保険におきましても、国民健康保険と同様に相互扶助の制度をもってなす設計をされております。当然、長期の滞納者に対します介護給付の制限というのは、当然制度としては設けられております。

ただし、ここと一番違いますのは、被保険者と要介護認定者、要は介護サービスを利用される方の割合が最も違うところにあります。

介護保険でいえば、30年度末時点の1号被保険者数は約1万人、これに対して要介護認定を持っておられる方は約2,000人、20%弱の方しかサービス利用が行われてないということがありますので、そういう給付の制限等も、引き続き広報の中で加えていきながら、今後におきましても、滞納に対する対処っていうところに力を入れていきたいというふうに考えております。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 同じ国保と——介護でも減免制度がありましたよね。使われていますか。

○委員長（末永義美君） 古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君） 一応、減免制度もあると認識をしておりますけれども、それを利用されているか、されている方がいるかどうかというところは、いるとは認識はしておりません。今現在ないというふうに回答させていただこうと思います。

以上です。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 介護認定を受けるときに、今回から——済みません、2018年からチェックリストで、認定を受けるときに質問票でチェックを受けることになっておりますが、介護の必要性が認められないってということもあると思うんですが、昨年度に限りですが、昨年からは始まったんですからもちろんそうなんですが、非該当者とか要支援1、2と介護認定になられた方、要介護5までの方ですが、何人いらっしゃるかと、割合とかがわかりますでしょうか。審査判定の状況をお尋ねいたします。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君） 介護、要介護認定の申請を行う段階でのチェックリストでの対応ということでございますけれども、その状況によって地域支援事業に移ったり、そういう対象事業者っていう振り分けは行っておるところでございます。

ただ、非該当になったっていうのは、現状今、認識はしておりませんが、そういう判定を行った件数というのが、今現在手元に資料がないので、またお知らせ

せしたいというふうに思います。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 介護保険を使えば使うほど保険料が高くなるっていう感じなので、健康には気をつけて、集落でもサロンが各地で行われてますが、介護給付の給付費の動向、これを見ますと施設のほうが増えてましたかね。施設介護がちょっと増額、昨年より多くなってるんですが、要介護3でないと入れないのに、施設介護が増えるんでしたっけ。

○委員長（末永義美君） 古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君） 三好委員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほども介護給付の状況の中で、少し触れさせていただいたと思います。施設介護サービス費が増えておるという現状、この現状につきまして、今簡単に分析をしたところですがけれども、介護老人福祉施設、俗にいう特別養護老人ホームのほう若干増えてます。

それに加えて、平成30年度から新設された介護医療院、こちらのほうは、入所の基準は要介護1から入所が可能になります。ただし、美祢市内には介護医療院、まだございませんけれども、この介護医療院の特性としましては、平成28年だったと思いますけれども、地域医療構想が発表された中で、特に療養病床が多い、全国的に多いという現状があります。そういうのを打開するために、特に医療必要度の少ない、ある意味、ベッドで寝たきりの患者さんを収容してる病院、特に療養系の病院になろうかと思えますけれども、そちらのほうを介護保険のほうに移管しようという動きがありまして、これが平成30年度からの介護保険制度の中で介護医療院というものに位置づけられまして、美祢市周辺では特に宇部市、下関市、山口市の療養系の病院、こちらのほうがこの介護医療院のほうに一部転換して、美祢市の方が介護医療院のほうに入所されてるという現状がございます。

以上です。

○委員長（末永義美君） よろしいですか、三好委員。ほかに質疑のほうはございませんか。山中委員。

○委員（山中佳子君） 先ほど滞納者件数が438件ということでしたけれども、この介護保険料は40歳から支払っていらっしゃると思いますが、世代別でどのあたりが一番滞納が多いっていうのはわかりますでしょうか。

○委員長（末永義美君） 古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君） 山中委員の御質問にお答えしたいんですが、世代別のところは、ちょっと今手元に資料がないんですけども、一応40歳以上の方が介護保険医療の納付対象になりますけれども、40歳から65歳未満の方は医療保険のほうにあわせて徴収されております。

ですから、支払い——歳入の部分で申しあげました支払基金交付金が減ったっていうところなんですけども、そういう医療保険者の方が徴収したものを支払基金のほうから交付金としていただくようになっておりますので、40歳から65歳未満の方、俗に2号被保険者と言いますけれども、こちらのほうの徴収の管理については市のほうで行っておりませんので、ここで申しあげますのは、65歳以上の1号被保険者ということになります。

また、その年代別の件数が把握できれば、またお知らせをさせていただこうと思います。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。ほかに質疑のほうはございませんか。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 今回、この介護保険事業において、制度改正が行われて介護保険の財源の内訳の割合が変更されたということで、第2号被保険者、40歳以上から65歳未満における負担割合が28%から、たしか27%に下げられたということをおっしゃいました。

それで、美祿市において、2号被保険者、40歳から65歳までの方が何人程度、実際介護を受けられておられるのかということで、まずちょっとその辺から聞きたいと思っております。

○委員長（末永義美君） 古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君） 岡山委員の御質問にお答えしたいと思います。

今現在、平成30年度における40歳から65歳未満の方の第2号被保険者の方が介護サービスを利用した件数ではありますけれども、今ここに、手元で把握しているのは283件の方が利用——これ延べ件数になりますから、実人員っていうのはちょっと把握——ここでは申しあげることができませんけれども、延べ件数として283件の利用を見ております。

以上です。

○委員長（末永義美君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 2号被保険者が283件ということで、人数的にはもう少し増えていくんでしょうけど、若くして事故等で身体が動かなくなったりとか、また病気等でいろんな形で介護を受けなくてはならなくなってしまう、こういった場合がたくさんあると思うんですね。なかなか経済的な余裕がない中で、今回1%削減されたということは非常にいいことと思っております。

基本的には、この第2号被保険者、65歳以上の一般的な介護を受けているカテゴリーとして、若い人はこういったところが主に、この介護を受けられる部類に属するのか、もしわかればその辺を説明してください。

○委員長（末永義美君） 古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君） 岡山委員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、40歳から65歳未満の第2号被保険者の方が介護保険サービスを利用される前提といたしまして、特定の疾病、病気、けが等が指定されてます。

特に、申請状況を見るに一番多いのが、若年機能脳血管疾患、要は脳梗塞を患われて、その後、体の一部に麻痺が残ったとか、そういったケースが多いんじゃないかというふうに考えています。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。ほかに質疑のほうはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第97号平成30年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について、執行部より説明を求めます。中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） 議案第97号平成30年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について御説明いたします。

主要施策成果報告書で御説明いたします。歳入歳出決算書は50ページからになります。

後期高齢者医療事業特別会計の平成30年度決算は、歳入総額4億5,846万8,000円、歳出総額4億5,807万円で、歳入歳出差引額は39万8,000円となりました。

続きまして、（1）歳入歳出決算の状況について、まず、ア歳入の御説明をいたします。

構成割合の大きなものとしたしまして、1 後期高齢者医療保険料の3億1,492万円と4 繰入金の1億3,860万9,000円が全体の98.9%を占めております。

1 後期高齢者医療保険料につきましては、対前年度比841万1,000円の増、これは平成30年度において、保険料に係る所得軽減措置の一部が改定されたことが主な要因となっております。

4 繰入金につきましては、山口県後期高齢者医療広域連合への事務費負担金の増加等の要因によりまして、対前年度比で148万3,000円増加しております。

また、3 国庫支出金につきましては、保険料軽減特例の見直しに伴うシステム改修に係る国庫補助金の交付により109万6,000円の増となっております。

したがいまして、歳出の合計は4億5,846万8,000円で対前年度比では1,072万9,000円の増額となりました。

次に、イ歳出の主なものを御説明いたします。

構成割合の大きなものとしたしまして、2 後期高齢者医療広域連合納付金が4億5,108万9,000円で全体の98.5%を占めており、対前年度比で1,063万4,000円の増となっております。これは、歳入のところでも御説明いたしましたけれども、保険料及び事務費負担金の増加などが影響したものです。

したがいまして、歳出の合計は4億5,807万円、前年度比で1,250万4,000円の増となっており、歳入歳出の差し引きは39万8,000円のプラスとなりました。

次に、下段の(2) 後期高齢者医療保険料収納率の状況でございます。

現年分調定額3億1,445万9,000円に対しまして、収入済額3億1,420万9,000円で徴収率は99.9%となりました。対前年度比では0.3ポイントの減となっております。

続きまして、滞納繰越分は調定額284万9,000円に対しまして、収入済額71万1,000円で徴収率は25.0%、対前年度比で4.3ポイントの減となっております。現年滞納繰越分を合わせた徴収率は99.2%と、前年度を0.3ポイント下回っております。

なお、滞納整理につきましては、随時納入のための相談を行い、また電話催告や戸別訪問を行っております。早期の対応に努めているところでございます。

続きまして、右ページをごらんください。

上段の表（３）被保険者１人当たりの平均保険料ですが、５万８、４１７円、下段の表（４）年間平均被保険者数は５、３８３人となっております。

以上で、後期高齢者医療事業特別会計決算の説明を終わります。御審議よろしく
お願いいたします。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。それでは、質疑を行います。質疑は
ございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） お尋ねします。３０ページなのですが、収納状況なのですが、
０．３％ということは、３０年度の加入者状況見ますと０．３掛けて１５０人くら
い滞納——合ってますか——１５０人いらっしゃるということですか。

この場合も国保やほかのと一緒に、後期高齢者の方が滞納になった場合は医療に
かかれないということですかね、そんなことはないでしょうか。

○委員長（末永義美君） という質問でよろしいですね。よろしいでしょうか。

○委員（三好睦子君） お医者さんにかかれないのでしょうか。

○委員長（末永義美君） 中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

滞納者は、医療機関にかかれないのだろうかという御質問だと思いますけれども、
後期高齢者医療につきましても、国保と同様に、滞納者につきましてもは短期保険証
等の対応がございますので、医療機関にかかれないということは現在ございません。

以上です。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 私の記憶違いかも知れませんが、保険料ですが、これ２年
ごとに変わるんじゃないかと思ったのでした。２９年度と３０年、保険料が違うん
ですが、平均だからこういうふうになるんですか。

○委員長（末永義美君） 中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

御指摘のとおり、後期高齢者医療保険は２年ごとに改定がございます。

以上です。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。それでは、そのほか質疑のほうはござい
ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上で、議案6件の議案説明、質疑を終えました。それではここで、議案6件につきまして、市長に出席をいただき総括質疑を行うことについて、委員の皆さんの御意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） では、市長の御出席がこの場、委員会に必要ないという合意でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） それでは、ここで11時5分まで休憩を取ります。

午前10時55分休憩

午前11時08分再開

○委員長（末永義美君） 休憩前に続き、委員会を進めます。

それでは、これより議案の討論、採決に入ります。

最初に、議案第91号平成30年度美祢市国民健康保険事業特別会計決算の認定についての討論を行います。本案に対する御意見はありませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 反対討論いたします。

繰越金が約4億円あり、そして、激変緩和措置で5,700万円ありました。基金も約6億2,000万か、4,000万かでしたよね。

以上、これらを合わせると、約1人当たりになると――約1人、約11億円以上になるのではないか。（発言する者あり）済みません――違う――ごめんなさい。

1人当たりになると、かなりあると思いますので、この基金とかを使って負担を軽くするべきだと意見を述べます。

○委員長（末永義美君） ほかに御意見のほうはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 意見なしと認めます。それでは、本案について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（末永義美君） 挙手多数であります。よって、議案第91号は原案のとおり

り認定されました。

次に、議案第93号平成30年度美祢市環境衛生事業特別会計決算の認定についての討論を行います。本案に対する御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） それでは、これより議案第93号を採決いたします。本案について、原案のとおり認定することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第93号は原案のとおり認定されました。

続きまして、議案第94号平成30年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計決算の認定についての討論を行います。本案に対する御意見はありませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 賛成ですが、意見を述べさせていただきます。

先ほど7件あると、それは、何年前かはちょっと尋ねることはしませんでした、訪問されるほうも大変でしょうし、訪問するほうも大変なんです、収納対策の方と担当が一緒に行かれるということでしたが、誰も金銭的な都合はあると思いますので、どんなときに行けばいいか、タイミングよく行かれないと、先ほど言ったように訪問するほうも苦しいし、訪問されるほうも苦しいので、そのところをよくされますようお願いいたしまして、意見といたします。

○委員長（末永義美君） 賛成ですね。

○委員（三好睦子君） 回収方法の件です。

○委員長（末永義美君） ほかに御意見のほうはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） それでは、これより議案第94号を採決いたします。本案について、原案のとおり認定することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案94号は原案のとおり認定されました。

引き続き、議案第95号平成30年度美祢市農業集落排水事業特別会計決算の認定についての討論を行います。本案に対する御意見はありませんか。安富委員。

○委員（安富法明君） 先ほどの質疑の中でも申し上げましたが、この認定議案につ

きましては、平成29年度、つまり昨年度の決算においても、一部消費税にかかわる不適切な処理がありまして、滞納金でありますとか、無申告加算税ですか、こういうふうなものの処理についても非常に時間をかけて議論をしましてまいりました。

その中で、さらに次の年になります、この決算になるわけですが、平成30年度の予算をもって、平成29年度中に処理をしなければならなかった消費税等の問題について、議会に報告等がされておられません。

このことは、今回の監査意見書、これは47ページに監査意見の結びとして、(7)適正な予算の算定及び執行について、上から3行目からになるんですが、ちょっと読み上げてみます。「前年度支出できなかったものを当年度で予算執行をしているもの（農業集落排水事業特別会計に係る消費税の中間申告納付において、前年度で支出すべきものを予算の補正等を行わず、当年度予算に加算計上し支出）」したと、こういうふうな書き方がされております。

つまり、平成29年度の決算において、いろいろ議論し、29年度決算について、不認定ということで議会は処理をしました。これは全会一致の措置でございます。

そのときに、今前段で申し上げましたように、30年度も同じ対応をせざるを得ませんねということを書いてきたというふうに思います。

したがって、今回の農業集落排水事業の平成30年度の決算において、金額的には、先ほど申し上げました29年度中に処理すべき金額というのは49万8,200円でございますけれども、これを30年度予算で、議会に報告もしないで執行したということでございます。

本件については、基本的に、監査意見書にも記載をされておりますように不適切であり、執行部におかれては、反省をして、指摘に沿って今後改善をしていただくべき事案だということを申し上げまして、反対の意見といたします。

老婆心ながら申し上げますが、全会一致で不認定としております。今回も恐らく、恐らくといいますか、今回も、それぞれ議員の皆様方におかれては同じ措置をとられると言いますか、態度を示されるべき事案だということを申し添えまして私の意見といたします。

以上です。一部間違っているところがあったら、どなたか補足してください。

○委員長（末永義美君） それでは、そのほか御意見のほうはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） それでは、これより議案第95号の採決にはいります。本案について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（末永義美君） 全会一致にて反対という意見でありました。よって、議案第95号は不認定とされました。

次に、議案第96号平成30年度美祢市介護保険事業特別会計決算の認定についての討論を行います。本案に対する御意見はありませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） この議案に反対いたします。

理由は、保険料を払いながらも、実際に介護を受ける年齢になった場合になかなか介護が受けられないと。

また、受けるときは介護保険料を払いながらも、介護を受けるときは利用料が発生すると、こういった負担があるということで、介護保険料を払いながらも、利用するときは負担が重くてなかなか受けられない、こういったことになるので反対いたします。

○委員長（末永義美君） ほかに御意見はございませんか。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 賛成の意見とさせていただきますけど、先ほどもちょっと質問しましたけど、この介護保険事業における第2号被保険者、40歳以上から65歳未満、こういった方の負担割合が28から27に引き下げられるということで、非常に助かっているということも聞いております。

今後、こういったことを、いろいろ助けていくべきところのものをしっかりと助けていく。小さなことかもわかりませんが、その対象者にとっては非常に大切なことであります。そういったところを考えないで反対するというのは、本当にいかななものであるかということを感じるところでございます。

いずれにしても、今回の介護保険事業については、いろいろ保険料等上がりますけれど、それだけ受ける方もたくさん増えてるということで、今回の介護保険事業に関しましては賛成といたします。

以上です。

○委員長（末永義美君） ほかに御意見のほうはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） それでは、これより議案第96号を採決いたします。本案

について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（末永義美君） 挙手多数であります。よって、議案第96号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第97号平成30年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定についての討論を行います。本案に対する御意見はありませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 後期高齢者医療保険は、御存じのように75歳から切り離されてますが、この保険料を見ましても年々上がっております。

そして、まず切り離す——ほかの——後期高齢医療制度だけにすると、この制度にももちろん反対ですが、今から年金はだんだんマクロスライド制ですか、年々年金は少なくなって、また働きに出ることもできなくて、また消費税が10%になりますよね。高齢者の方は本当に苦しい中で、こういった医療を特別の枠でやっている、この後期高齢者医療制度、この制度にも反対しますし、この決算についても反対いたします。

○委員長（末永義美君） ほかに御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 意見なしと認めます。それでは、これより議案第97号を採決いたします。本案について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（末永義美君） 挙手多数であります。よって、議案第97号は原案のとおり認定されました。

以上をもちまして、本会議で本委員会に付託されました議案6件につきましての審査を終了しました。

その他、委員の皆さんから、所管事項につきまして何かございましたら発言をお願いいたします。竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） ちょっとお尋ねしたいんですが、実は土曜日だったと思うんですが、市民の方から電話をいただきました。

その方は酸素吸入器を使われて、日常生活の中で酸素を供給されているという方なんですが、実は台風17号の折に一時停電したと。そしてまた、たしか周南市だ

ったですかね、停電情報が入ったりして……。酸素吸入器が、実は電気で供給しているんだと、停電が一番怖いとおっしゃるんです。特に寝てる間はもっと怖いんですが。

今回、非常に不安に思ったが、万が一停電が長い場合、小さな発電機でもいいんだが、貸し出しの制度があるかないかというお電話なんです。実は私、全くわかりませんので、そのことについては、お聞きしてから連絡しますということをお願いしたんです。

制度がもしないならば、ぜひ、そういうものも、何らかの方法で考えていただけないだろうかという御質問なんです。わかれば、お答えいただきたいと思うんですが。

○委員長（末永義美君） 田辺総務部長。

○総務部長（田辺 剛君） ただいま、竹岡委員の御質問で、停電して、停電が長引くようなときの発電機の貸出制度があるかどうかという御質問でございますが、災害時の対応のために、各出張所等に発電機を設置しておりますが、個人への貸し出しということは想定しておりません。

それと、今ちょっと福祉関係のほうにも確認したところ、現在のところ、貸し出しの制度はつくってないということですが、今おっしゃられたような事態も今後発生することが考えられますので、市のほうで、どのようなことができるかということは検討して、ほかにも貸し出しするようなところがあるかもしれませんので、そちらの調査、協議等も行いたいというふうに考えます。

以上です。

○委員長（末永義美君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 今総務部長が言われたように、我々行政は、やっぱり市民の財産、生命を守るというのが大きな仕事ですので、まず不安を解消してあげなくちゃいけないので、市のほうに制度がなければ、ちょっと民間もそういうのがあるかないか——貸出制度があるかないか、調べていただきたいことと。

それからもう一つ、やっぱり福祉のほうで、そうしたときにはお貸しできますよということになれば、非常に安心感があるだろうと思うんですね。その辺も含めて検討していただいて、お答えをまた後日いただければと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（末永義美君） ほかに御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） ないようでしたら、これにて本委員会を閉会いたします。

御審査、御協力、まことにありがとうございました。お疲れ様でした。

午前11時26分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年9月30日

総務民生委員長